令和3年6月29日

遠軽商工会議所会員各位

えんがるサンキュー事業協同組合 設立発起人代表 矢 木 優

特定地域づくり事業協同組合の設立について

令和2年6月4日に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(平成元年法律第64号)」が施行されました。これに伴い、過疎地域などの人口急減地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材の確保及び活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する特定地域づくり事業協同組合の設立の認定、その他特定地域づくり事業を推進するための措置等が定められ、北海道から認定を受けた特定地域づくり事業協同組合は、届出制により労働者派遣事業を実施できることとなりました。この労働者派遣事業の枠組みを活用して地域内の複数の仕事を組み合わせることで、労働者にとっては、年間を通じて安定した所得が確保でき、企業にとっては、人材の確保がしやすくなるなどの効果が期待されます。

私どもでは、町の支援を得て、この制度を活用して組合を設立し、別紙のとおり特定地域づくり事業を推進することを検討しています。

つきましては、組合の活用意向、御関心がある場合は令和3年7月30日(金)までにファックス(任意様式)等により御連絡ください。

事務局

TEL 0158-46-7316

FAX 0158-46-7308

MAIL thanks@apost.plala.or.jp

#### 特定地域づくり事業協同組合の概要

1 名称 えんがるサンキュー事業協同組合

2 事務所予定場所 遠軽町大通南2丁目5番地19

3 設立発起人 発起人代表 矢木 優 株式会社 矢木組

発起人 管野 伸一 佐々木産業 有限会社

発起人 渡邊 博行 株式会社 オホーツクガストロノミー

発起人 橋本 政司 有限会社 橋本建設

#### 4 事業概要

(1)特定地域づくり事業協同組合の認定を受け、除雪業務、飲食業、苗木育成業務、運送業務などを組み合わせて人材派遣を行います。

- (2)派遣人材については、初年度4名の採用を予定しています(組合員間の調整により 派遣するため、必ず希望日に人材派遣が受けられるとは限りません。)。
- (3)派遣料については、1時間当たり1,540円を予定しています。
- (4)組合に入会するには、出資金1口50,000円以上を負担すること及び総会で承認を受けることが要件となります。
- (5)組合の設立時期については、令和3年9月を予定しています。設立後においても、 年に1回新規組合員(町内所在の企業に限る。)を募集します。
- 5 遠軽町からの支援(予定)

組合の設立に当たり、町議会における予算の承認を前提に、組合の運営費及び派遣人 材の人件費の一部について補助金の交付を受けることができます。なお、町の支援に対 し、国から交付金や特別交付税による財政支援が行われます。

6 お問い合わせ先

えんがるサンキュー事業協同組合設立準備事務局

電話 0158-46-7316

ファックス 0158-46-7308

メール thanks@apost.plala.or.jp

#### (参考資料)

・総務省「特定地域づくり事業協同組合リーフレット」



# 人口急減地域の皆様へ!





安定した雇用機会を提供できない・・・

求人しても応募がない・・・

特定地域づくり事業協同組合制度を 活用すると!

特定地域づくり事業協同組合が 年間を通じて正規職員を雇用!

安定的な雇用環境、 一定の給与等を確保

特定地域づくり事業協同組合の組合員である 事業者の人手が必要な時期に職員を派遣!

必要な時期に 必要な人手を 確保!!



人手不足の 解消!!

特定地域づくり事業協同組合の運営費について 財政支援があります

特定地域づくり事業協同組合は、

組合員である事業者に対して労働者派遣事業等を行います





### 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

### 対象・要件

人□急減地域において( ) マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複 数の事業者の事業に従事)(2)に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合

- (3) であって、都道府県知事の認定を受けたもの(4)
- 人口急減地域とは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域又は過疎地域と同程度の人口減少 が生じている地域です。 ※予定されている地域が該当するかどうかは、お住まいの市町村に確認下さい。
- マルチワーカーは事業協同組合で無期雇用される者に限ります。
- 事業協同組合の組合員には、地域の一般的な法人はもちろん、社会福祉法人や農家などの個人事業者も なれます。
- 都道府県知事の認定は、事業計画の実現可能性や職員の就業条件への配慮、市町村や関係事業者との 連携等を判断して行われることとなります。

### 特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を 行う場合、国の財政支援があります。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様に国の支援を受けることができます。

対象経費

A 派遣職員人件費

B 事務局運営費

交付額

対象経費の上限額 → Aについては400万円/年・人

®については600万円/年

※左記は市町村に対す る国の財政支援について の記載であり、市町村か ら組合への実際の支援 内容はそれぞれの市町村 との調整によります。

制度の内容

組合員の事業を対象に、労働者派遣事業を厚生労働大臣の 許可ではなく届出で実施できるようになります。

対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2

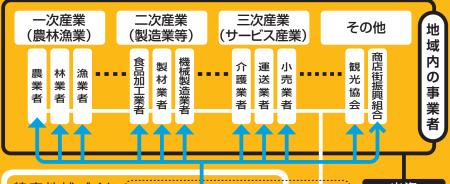
# 地域内の



地域外の



#### 人口 急 減 地域



特定地域づくり

組合員の事業に従事

料金

出資 賦課金負担

給与支給

所得の安定 社会保障の確保

特定地域づくり 事業協同組合

地域づくり人材の ベースキャンプ

都道府県

認定

市町村

財政支援

## 特定地域づくり事業協同組合の運営イメージ

### 仕事の組み合わせ例







小規模事業者

営加 加工 業を ん

繁忙期のとくに人手が足りないときに確実な人手が確保できるこの仕組みがあることで、稼ぐ時にきちんと稼げて、地域に合った働き方、体制が作れるのでは、と期待します。

営むBさん



地方の課題と自分のやりがいをマッチさせることに適した仕組みだと思います。一年でいくつかの仕事をしていただき、ミスマッチのない移住に繋がると嬉しいです。地方で働くことや移住することへのハードルが下がり、チャレンジしやすい環境ができることを期待します。

若者等 岩度活用を望む

雇用される予定の 事業協同組合に

ロさん



季節が巡るとともに仕事を変えていく。そんなライフスタイルに憧れていました。このように地域の現状と環境の把握をしながら様々な事業に従事したいと思っています。



地方の暮らしに興味があるけど、どんな暮らしを送れるのかイメージがわかない。そんなときにこの制度を使って、必要とされる職場でいくつかの仕事をすることで、地方の暮らしのイメージをより現実的なものにすることができるのではないかと思います。

## 286600

# 特定地域づくり事業協同

るには

- 事前準備(事業者・市町村・関係事業者団体間の相談・調整)
  - ●活動地区が人口急減地域であることの確認
  - ●次の事項について関係者間の調整及び支援が見込めることの確認
    - ・組合員となる事業者の確保
    - ・派遣職員となる労働者の確保
    - ・事務局職員や事務局スペースの確保
    - ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等
- » 事業計画 (案) の作成
  - 次の事項について案の作成
    - ・組合設立時の財産的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援)
    - ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の 見通し及びそれらに基づく収支見通し
    - ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援
- ≫関係機関への事前相談
  - ・都道府県・都道府県中小企業団体中央会:下記4 (事業協同組合の設立認可手続) について
  - ・都道府県:下記5 (特定地域づくり事業協同組合の認定手続) について
  - ・都道府県労働局:下記6 (労働者派遣事業の届出) について ※事業計画(案)の作成と関係機関への事前相談は、並行して進めることで、 事業計画の具体化が可能となり、円滑な立上げにつながります。
- » 事業協同組合の設立認可手続

発起人の選定(4事業者以上)、定款案等の作成、創立総会開催、 都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記

お住まいの市町村をはじめ、 関係機関等への相談が 大事です!

» 特定地域づくり事業協同組合の認定手続 5

都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定

①自然的経済的社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区であること

②特定地域づくり事業の適正な実施が可能であること

③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること

④組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること

労働者派遣事業の届出

都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理

\*特定地域づくり事業開始!

問い合わせ先

お住まいの市町村 制度を活用したいと思われたら

事業協同組合の設立について お尋ねのときは

お住まいの都道府県 **>>** 都道府県中小企業団体中央会 労働者派遣事業について お尋ねのときは

**>>** お近くの都道府県労働局

特定地域づくり事業協同組合の 認定についてお尋ねの時は

お住まいの都道府県

特定地域づくり事業協同組合 制度全般について お尋ねのときは

総務省自治行政局地域振興室 (直通03-5253-5534)

